

資料提供

茨城県県民生活環境部
廃棄物規制課不法投棄対策室
室長補佐：三島 昇
TEL 029-301-3033

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和6年8月28日

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者名称及び所在地	有限会社塚田埋設工事 (茨城県石岡市吉生1448番地)
許可番号	産業廃棄物収集運搬業 第00801176202号
処分年月日	令和6年8月27日
処分内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分理由	有限会社塚田埋設工事の代表取締役（処分の理由となる事実が発生した当時は同社取締役）が、法第16条の2の規定に違反し、令和4年3月2日に石岡簡易裁判所から罰金50万円の刑に処せられ、同月23日にその裁判が確定したことは、法第7条第5項第4号ニに該当し、当該事実は、法第14条第5項第2号ニに該当する。